

第4章

県外で大規模災害が発生した場合 (他都道府県への公衆衛生スタッフの派遣)

第4章 県外で大規模災害が発生した場合（他都道府県への公衆衛生スタッフの派遣）

第1節 派遣に伴う基本事項

- 1) 他都道府県等で大規模災害が発生し、派遣要請があった場合には、直ちに、県内で災害があった場合と同様に本庁に派遣調整チーム(P34 に詳細を記載)を設置し、関係部署と調整の上、災害派遣チームを被災地自治体に派遣する。
- 2) 派遣調整チームは厚生労働省と連絡調整を行いながら、派遣計画の策定等、派遣体制の整備にあたりとともに、派遣計画に基づき部内調整の上、職員の調整を行う。
- 3) 保健福祉総務課は、他都道府県で大規模災害が発生した場合、速やかに公衆衛生スタッフを派遣できるよう、年度当初に各保健福祉事務所(保健所)から報告される名簿等から、県外派遣に関する派遣計画を作成し、各保健福祉事務所(保健所)、関係機関等に周知する。
- 4) 各保健福祉事務所(保健所)は、県外派遣者として、保健師2名及び事務職等1名の3名1チームを編成し、年度当初に保健福祉総務課あて報告する。
詳細は別に定める。

第2節 公衆衛生スタッフを派遣する際の各機関の役割

県外の被災地へ公衆衛生スタッフを派遣する際の役割分担を表32に示す。

表32 被災地都道府県に公衆衛生スタッフを派遣する際の各機関の役割

区分	内容	
保健福祉部 (派遣調整チーム)	派遣体制整備(派遣決定後)	<ol style="list-style-type: none"> (1) 厚生労働省及び被災自治体との連絡調整 (2) 派遣調整チームの設置 (3) 部内関係各課、地方機関への情報提供と連携強化 (4) 派遣計画の策定及び保健福祉部災害派遣チームの編成 (5) 健康相談・調査活動等における技術的後方支援 (6) 被災地での公衆衛生活動の内容や方向性等の周知を関係部署へ情報提供 (7) 被災地の被害状況、派遣先での必要物品、交通情報等の情報収集と提供 (8) 派遣職員等の宿泊の確保等の環境整備 (9) 派遣に伴う予算の確保。保健福祉総務課は必要に応じて派遣職員の所属する地方機関への令達を行う。 (10) 派遣職員等に対するオリエンテーションを実施する。 (11) 派遣職員の健康管理、事故予防の対策を行う。
	(派遣中)	<ol style="list-style-type: none"> (1) 派遣職員への情報提供を行う。 (2) 派遣職員からの現地状況・活動状況の定時報告を受け、次の派遣を予定している所属など関係機関への情報提供を行う。 (3) 厚生労働省や派遣先自治体からの情報により、派遣計画・体制の見直し、再編、終了を検討し、現地と協議の上、方針を決定する。
	(派遣後)	<ol style="list-style-type: none"> (1) 派遣終了後の総括を行い、報告会等の開催等を行う。 (2) 必要時、マニュアル等の見直しの検討を行う。 (3) 必要に応じて派遣職員の派遣による心身の健康チェック(相談体制の整備)を行う。
派遣元所属 (保健所等)	(派遣決定後)	<ol style="list-style-type: none"> (1) 必要物品の確認と調達 (2) 派遣職員の担当業務について事務所として補完できる体制をとる。 (3) 各種マニュアルや様式など、公衆衛生活動で活用できる物は持参する。 (4) 所属内での情報提供体制や情報共有の方法を整備する。 (5) 保健福祉総務課等から提供された活動状況等を所属内に周知する。

第1項 保健福祉部災害派遣チームの編成・活動内容

被災地都道府県に公衆衛生スタッフを派遣する際のチーム編成や活動内容等を表 33 に示す。

表 33 被災地都道府県に公衆衛生スタッフを派遣する際のチーム編成・活動内容

項目	具体的内容(例)
チーム編成	<ol style="list-style-type: none"> (1) これまでの派遣経験をもとに、保健師2名及び事務職等1名の3名1チームとする。 (2) 被災地都道府県の状況に応じて、公衆衛生医師、薬剤師、獣医師、管理栄養士、リハ職、心理職等必要とされる公衆衛生スタッフをチームメンバーに加え支援する。 (3) 環境生活部に所属する公衆衛生スタッフについて、被災地都道府県から要請があった場合については、保健福祉総務課と環境生活総務課で調整の上、チーム編成を行うこととする。 (4) 通常の業務への影響をできるだけ少なくするため、出来るだけ単一の課室・事務所によらず、複数の部署でチームを編成する。 (5) 本県職員は被災経験により現地でもリーダー的な役割を求められることが想定されることから、経験のある中堅以上の職員を充てることとする。 (6) 長期派遣になる場合は、状況をみて安定期には若手職員も加え、経験を積ませることも考慮する。
派遣期間及びローテーション	<ol style="list-style-type: none"> (1) 1チームの派遣期間は、概ね6日程度とし、往復の交通に要する時間を含まず被災地での活動日数は最低4～5日間確保する。 (2) 災害直後の厳しい状況下で活動をする場合や宿泊場所が確保できない場合などは、派遣職員の心身への影響・疲労度等も勘案し派遣期間を検討する。 (3) 現地職員の負担を考慮した支援活動を継続的に実施するためには、チーム間で確実な引継ぎが必要なことから、現地で半日程度の引継ぎ時間を確保する。
派遣先での保健活動及び役割	<ol style="list-style-type: none"> (1) 第1陣は、第2陣以降の派遣チームが活動しやすくなるように、状況を把握し活動体制を整える役割がある。 <ol style="list-style-type: none"> ①被災地管轄保健所と派遣先などの全体確認、オリエンテーション等により状況把握に努める。 ②派遣保健師としての活動計画を立て、業務内容を整理する。 ③派遣保健師としての業務内容を実施する。 ④次に派遣されるチームに引き継ぐ事項の整理を行う。 ⑤上記内容について、県本庁の派遣調整チームに状況報告をする。 ⑥派遣終了後は、今後派遣される職員に対しての状況説明者となる。 ⑦派遣活動内容の被災地自治体担当者への報告、連絡、相談を行う。 (2) 第2陣以降は、避難生活が長期化するなかで、精神的なストレスを訴える方への対応が多くなっていくと思われる。応急応急仮設住宅の入居や生活再建への助成に関する情報を把握しながら精神的な支援も求められることに留意する。 <ol style="list-style-type: none"> ①上記(1)①～⑦と同じ ②被災市町村職員との日々の情報交換(連絡会等での情報収集等)を行う。 ③健康課題に対する支援と情報提供を行う。 ④被災市町村職員への支援(傾聴、休憩時間の確保の協力)並びに他支援者との協力

第2項 派遣チームへの後方支援

被災地支援に従事する公衆衛生スタッフへの後方支援として、参考になる情報を派遣元(本庁)において収集・整理し、厚生労働省保健指導室から発信されるメーリングリスト等の情報と併せて提供する。

その手段については派遣先の状況・設備により、直接、電子メール、ファクシミリ、あるいはそれらを現地自治体経由で伝達することが想定される。

また、部内各課室、保健所(特に、第2陣以降に派遣を予定している職員)に対して、派遣チームからの情報提供を行う。(表 34)

表 34 派遣チームへの情報提供内容

項目	具体的内容(例)
最新情報	公衆衛生活動に必要な情報(国の動向、被災地の状況、自治体の活動方針、現地で従事する他の地区における公衆衛生活動の概要等)
被災地域の基礎情報	人口、高齢化率、避難所数、医療機関数、地図、連絡リスト等
有効な資料	災害時公衆衛生活動に有効な資料等
その他	宿泊場所、必要物品の供給に必要な情報等

引用・参考文献

- 1) 広島県健康福祉局（平成 24 年 3 月）、「広島県災害時公衆衛生マニュアル」
- 2) 広島県健康福祉局（平成 21 年 1 月）、「広島県災害時保健活動マニュアル」
- 3) 全国保健師長会（平成 18 年 3 月）、「大規模災害時における保健師活動マニュアル～阪神淡路・新潟県中越地震に学ぶ平常時からの対策～」
- 4) 地震災害時における効果的な保健活動の支援体制のあり方に関する検討会（平成 20 年 3 月）「地震災害時における効果的な保健活動の支援体制のあり方に関する検討会」, 「地震災害発生時における派遣保健師の受け入れ指針」
- 5) 和歌山県看護協会保健師職能委員会（平成 20 年 3 月）「災害保健活動マニュアルフェーズ 0～フェーズ 1」
- 6) 徳島県（平成 19 年 1 月）「徳島県災害時保健活動マニュアル」
- 7) 兵庫県立看護大学看護学部地域看護学教授 井伊久美子「災害時の保健活動～保健師の派遣と受け入れの指針～」
- 8) 厚生労働省健康局総務課保健指導室（平成 17 年 1 月）「新潟県中越地震における保健師活動について中間報告集」
- 9) 新潟県福祉保健部（平成 17 年 3 月）「災害時保健師活動ガイドラインー新潟県ー」
- 10) 新潟県保健福祉部保健課（平成 20 年 10 月）「新潟中越沖地震における保健師活動記録誌」
- 11) 新潟県職員保健師会（平成 22 年 3 月）「災害時保健師活動ガイドライン（補充編）」
- 12) 神戸市保健福祉局（平成 17 年 3 月）「神戸市災害時保健活動マニュアル（保健師活動編）」
- 13) 島根県健康福祉部（平成 17 年 3 月）「災害時における保健活動新潟県中越地震派遣保健師活動のまとめ」
- 14) 静岡県厚生部（平成 21 年 3 月）「静岡県災害時健康支援マニュアル（改訂版）」
- 15) 宮城県保健師連絡協議会（平成 19 年 3 月）「災害時における保健師活動ガイドライン（平成 19 年 3 月改訂版）」
- 16) 宮城県北部保健福祉事務所栗原地域事務所（平成 20 年 12 月）「平成 20 年岩手・宮城内陸地震災害対応活動報告」
- 17) 宮城県保健福祉部（地震等災害時における保健福祉部の対応検討ワーキンググループ）（平成 21 年 12 月）「地震等災害時における保健福祉部の対応検討報告書～岩手・宮城内陸地震の経験を踏まえて～」
- 18) 愛知県防災局災害対策課（H18 年 12 月改訂）「愛知県避難所運営マニュアル」
- 19) 宮城県保健福祉部（H18 年 10 月）「災害時要援護者支援ガイドライン」
- 20) 川崎市健康福祉局健康安全・区役所保健福祉センター「避難所における衛生管理ガイドライン」
- 21) 宮城県環境生活部（H23 年 7 月）「東日本大震災による被災地域の環境・衛生等の確保に関する対応マニュアル」
- 22) チーム医療推進協議会（2011 年度）「災害時におけるメディカルスタッフの役割」ハンドブック
- 23) 財団法人日本公衆衛生協会（平成 23 年度地域保健総合推進事業（全国保健師長会協力事業）「東日本大震災被災保健所に対する今後の支援のあり方」
- 24) 株式会社富士通総研（平成 23 年度老人保健推進費等補助金 老人保健健康増進等事業）「被災時から復興期における高齢者への段階的支援とその体制のあり方」
- 25) 宮城県（平成 24 年 3 月）「東日本大震災～宮城県の 6 か月間の災害対応とその検証～」
- 26) 厚生労働省 社会援護局 障害保健福祉部（平成 20 年 1 月）「発達障害の理解のために」
- 27) 山本光昭. 災害医療における公衆衛生・地域保健の役割に関する一考察. Bull. Inst. Public Health 1995; 44(3):325-331

